

診療報酬の算定方法等に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第220号

診療報酬の算定方法等に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市保健所条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

別表中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改める。

(京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表病原体その他病因の試験若しくは検査又は臨床に関する試験若しくは検査の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」に改める。

(京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部改正)

第3条 京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項1号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法

(平成6年3月16日厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第102号)により算定した額

第8条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項第2号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月5日厚生省告示第237号)」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年3月6日厚生労働省告示第99号)」に改め、「又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月5日厚生省告示第253号)」を削る。

別表第3京都市立病院の項中「第5号」を「第8号」に改め、同表備考4中「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年8月5日厚生省告示第236号)」を「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年3月6日厚生労働省告示第105号)」に改め、「又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成6年8月5日厚生省告示第251号)第11号」を削る。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表」を削り、同条第2項中「第85条第2項」の右に「又は老人保健法第31条の2第2項」を加える。

別表特別長期入院料の項中「第5号」を「第8号」に改め、同表備考1中「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月5日厚生省告示第236号）」を「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年3月6日厚生労働省告示第105号）」に改め、「又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年8月5日厚生省告示第251号）第11号」を削る。

（京都市児童福祉センター条例施行規則の一部改正）

第5条 京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表」を削る。

（京都市桃陽病院条例施行規則の一部改正）

第6条 京都市桃陽病院条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」に改める。

別表特別長期入院料の項中「第5号」を「第8号」に改め、同表備考1中「健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月5日厚生省告示第236号）」を「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年3月6日厚生労働省告示第105号）」に改める。

（京都市健康増進センター条例施行規則の一部改正）

第7条 京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1健康度測定の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）」に

改める。

(京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)」に改め、「又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課, 身体障害者リハビリテーションセンター管理課, こころの健康増進センター相談援助課, 児童福祉センター総務課, 京都市立病院管理課, 衛生公害研究所管理課, 京北病院及び桃陽病院)